

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「520円」を「580円」に、「780円」を「870円」に改める。

別表舞台設備の項中「7,020」を「7,730」に、「410」を「460」に、「2,300」を「2,530」に、「1,720」を「1,900」に、「830」を「920」に、「140」を「160」に、「1,490」を「1,640」に、「290」を「320」に、「700」を「770」に、「5,640」を「6,210」に、「560」を「620」に、「11,170」を「12,290」に改め、同表音響設備の項中「1,840」を「2,030」に、「3,680」を「4,050」に、「700」を「770」に、「1,490」を「1,640」に、「830」を「920」に、「4,260」を「4,690」に、「2,880」を「3,170」に、

「

臨時音響設備	7,020
録音装置	5,530

を

」

「

録音装置	6,090
------	-------

に改め、

」

同表映写設備の項中「12,560円」を「13,820円」に、「2,090円」を「2,300円」に、「9,100」を「10,010」に、「2,180」を「2,400」に、「2,880」を「3,170」に、「1,490」を「1,640」に改め、同表照明設備の項中「560」を「620」に、「410」を「460」に、「2,880」を「3,170」に、「1,490」を「1,640」に、「290」を「320」に、「7,020」を「7,730」に、「20,970」を「23,070」に改め、同表ピアノの項中「12,670」を「13,940」に、「6,330」を「6,970」に、「2,530」を「2,790」に改め、同表体育設備（京都市北文化会館のみ）の項中「110」を「1

「

放	送	設	備		340
卓	球	台	台		170

 30」に、

「

卓	球	台		190
---	---	---	--	-----

 に、

「

170
170
340

 を

190
190
380

 に、「570」を「630」に改め、

同表その他の項中「1, 490」を「1, 640」に、「140」を「160」に、「2, 990」を「3, 290」に改め、同表備考2中「練習」を「文化会館で行う催物の準備、練習等」に改め、「, 当該金額が100円未満であるときはこれを100円とし」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市文化会館条例施行規則の規定による京都市文化会館条例別表第2備考7に規定する部分利用に係る料金及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前の申請に係る京都市文化会館条例別表第2備考7に規定する部分利用に係る料金及び付属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)